

仕様書

1 自動販売機の規格等

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

(1) 規格

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地（及び使用済み容器の回収ボックス）のすべてが収まる大きさの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種を設置すること。

(3) デザイン

自動販売機のデザイン、外観等は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

(4) 販売品

ア 販売品は、清涼飲料水等とし、酒類及びたばこの販売は行わないこと。

イ 販売品の品揃え、切り替え、その他内容の変更については、青森市と協議のうえ行うこと。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 販売品の販売価格は、同施設内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。

オ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、青森市と協議すること。

2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うものとする。

エ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収等

ア 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた回収ボックスを必要数設置すること。

イ 回収ボックスは、原則として販売品の容器の材質 1 種類につき 1 つを、自動販売機脇に設置すること。

ウ 複数の設置事業者が同一又は近接する場所に自動販売機を設置する場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で適切に回収し処理すること。

エ 回収ボックスは、プラスチック製又は金属製のものとする。

オ 回収ボックスは、回収頻度及び回収量を考慮し、空き缶等の使用済み容器があふれ又は周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を持つものとする。

カ 回収ボックスには使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、回収ボックスは、紙等の一般ごみが入りにくい形状の使用済み容器投入口を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。

キ 回収ボックスに収納された容器の回収頻度については、回収ボックスから容器があふれないよう十分に配慮すること。

ク 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品、持ち込み等問わずすべて設置事業者の責任で回収し、及び処理すること。

ケ 回収した使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）等関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 売上状況の報告等

設置した自動販売機の売上高については、下記のとおり青森市に報告すること。

ア 内容

販売品名	販売価格（円）	本数（本）	売上金額（円）

イ 期限

区分	報告期限
4月～6月	7月末日
7月～9月	10月末日
10月～12月	1月末日
1月～3月	4月末日

(4) 維持管理責任

ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機、回収ボックス及びその周辺は、清潔に保つこと。

ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、青森市の指示に従うこと。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(5) その他

ア 自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、青森市に書面で通知すること。

イ 2 (1) ウ の衛生管理及び感染症対策のほか、保健所をはじめとする関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。